

○鹿沼市栗野B & G海洋センター条例

平成17年9月30日条例第52号

## 改正

平成21年12月24日条例第35号

平成22年6月21日条例第27号

平成24年3月19日条例第4号

鹿沼市栗野B & G海洋センター条例

(設置)

**第1条** 海洋性スポーツ及びレクリエーションを通じて、市民の健康及び健全な心身の発達を図るため、鹿沼市栗野B & G海洋センター（以下「海洋センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 海洋センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 鹿沼市栗野B & G海洋センター

位置 鹿沼市口栗野1923番地1

(指定管理者による管理)

**第3条** 次に掲げる海洋センターの管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) 海洋センターの利用の許可に関すること。
- (2) 海洋センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他教育委員会が定める業務

(利用の制限)

**第4条** 指定管理者は、海洋センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、海洋センターの利用を拒み、又は利用を中止させることができる。

- (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する行為をいう。）を行うおそれがある者が利用し、又は海洋センターの利用が暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。

- (3) 施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を破損するおそれがあると認められるとき。
- (4) 6歳未満の者が付添いのないとき。
- (5) 感染症にかかっていると認められるとき。
- (6) その他海洋センターの管理上支障があると認められるとき。

（遵守事項）

**第5条** 利用者その他海洋センターに入場した者は、海洋センターの利用に当たっては教育委員会規則で定める事項を守らなければならない。

（原状回復）

**第6条** 利用者は、海洋センターの利用を終了したときは、当該施設等を原状に回復しなければならない。

（使用料）

**第7条** 海洋センターを利用しようとする者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

**第8条** 市長は、利用者において使用料を納入できないやむを得ない事情があり、又は利用者から使用料を徴収しないことに公益上の理由があるときは、申請によって、使用料の一部又は全部に相当する額を免除することができる。

（使用料の不還付）

**第9条** 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由により、海洋センターを利用することができなくなったとき。
- (2) その他市長が特に必要と認めるとき。

（損害賠償）

**第10条** 利用者は、海洋センターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

（委任）

**第11条** この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成21年12月24日条例第35号）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鹿沼市栗野勤労者体育センター条例別表の規定、第2条の規定による改正後の鹿沼市栗野B&G海洋センター条例別表の規定、第3条の規定による改正後の鹿沼市栗野コミュニティスポーツ施設条例別表第2の規定、第4条の規定による改正後の鹿沼市栗野トレーニングセンター条例別表の規定及び第5条の規定による改正後の鹿沼市都市公園条例別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成22年6月21日条例第27号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月19日条例第4号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

区分	使用料
中学生以下	50円
高校生	100円
一般	200円